

船舶事故等調査報告書

平成22年9月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010神第105号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年1月6日 12時45分ごろ	
発生場所	阪神港神戸区六甲アイランド南方沖 兵庫県神戸市神戸沖埋立処分場灯台から真方位222° 1,300m付近 (概位 北緯34° 38.8' 東経135° 16.5')	
事故等調査の経過	平成22年6月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 貨物船 ^{ゆうか} 佑佳、499トン 140327、不動海運有限公司、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構</p> <p>B 油送船 ^{しんえい} 新栄丸、199トン 134547、中川海運有限公司</p>	
乗組員等に関する情報	A 船長 B 船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	A 右舷ハンドレール曲損 B なし	
事故等の経過	A船は、給油のため錨泊中、B船は、船長Bほか3人が乗り組み、A船に給油を行う目的で接舷作業中、船長Bが、行き足が速かったので、全速力後進としたが、風の影響もあり、平成22年1月6日12時45分ごろ、六甲アイランド南方沖において、A船の右舷ハンドレールとB船の船首とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 5、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の初期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり B船は、風力5の風が吹く状況下、阪神港神戸区六甲アイランド南方沖において、給油を行う目的で錨泊中のA船に接舷する際、船長Bが、早めに減速し、安全な速力としてA船に接近しなかったため、衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、風力5の風が吹く状況下、B船が、阪神港神戸区六甲アイランド南方沖において、錨泊中のA船に給油を行う目的で接舷する際、船長Bが早めに減速しなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	